学校いじめ防止基本方針

豊 中 市 立 少 路 小 学 校

令和5年（2023年）1月20日改訂

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体者として、いかなる差別を受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、将来にわたってその子どもの心を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「国際社会を 心豊かに 元気に かしこく 生きる子どもの育成」を目標に日々の教育活動に取り組んでいる。また、本校では、めざす子ども像の第一に「思いやりのある子ども～やさしい心で人とつながることのできる子ども～」としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢ 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢ 仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ 金品をたかられる
- ➢ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

３　いじめ防止のための組織

（１）　名称は、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」（ＩＦＧ委員会）とする。

（２）　構成員　校長、教頭、生徒指導担当者（大規模校加配）、各学年代表（学年生指）、
養護教諭、専科教員代表、特別支援コーディネーター
※必要に応じスクールソーシャルワーカー（SSW）等

（３）役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめの未然防止
ウ　いじめの早期発見・事案対処
エ　教職員の資質向上のための校内研修
オ　年間計画の企画と実施
カ　年間計画進捗のチェック
キ　各取組みの有効性の検証
ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

４　年間計画（別添１）

５　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

週１回「いじめにつながる事象」「不登校または不登校傾向の児童」等について情報共有を図る。また、ＩＦＧ委員会は、月１回開催し、児童の状況把握と具体的対応策を検討するとともに、それぞれの事案についての進捗状況を確認する。

年度末には各事案を検証し、必要に応じて、学校基本方針や計画の見直しを行う。

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての資質を高めていくことが必要である。

児童の安心・安全な学校生活を築くことは、いじめの未然防止につながる。そのためには、児童と教職員の深い信頼関係を築くこと、また児童一人ひとりが活躍し互いに認め合える集

団づくりを計画的に取り組み、成果・課題を継続的に調査、検証することが大切であると考える。

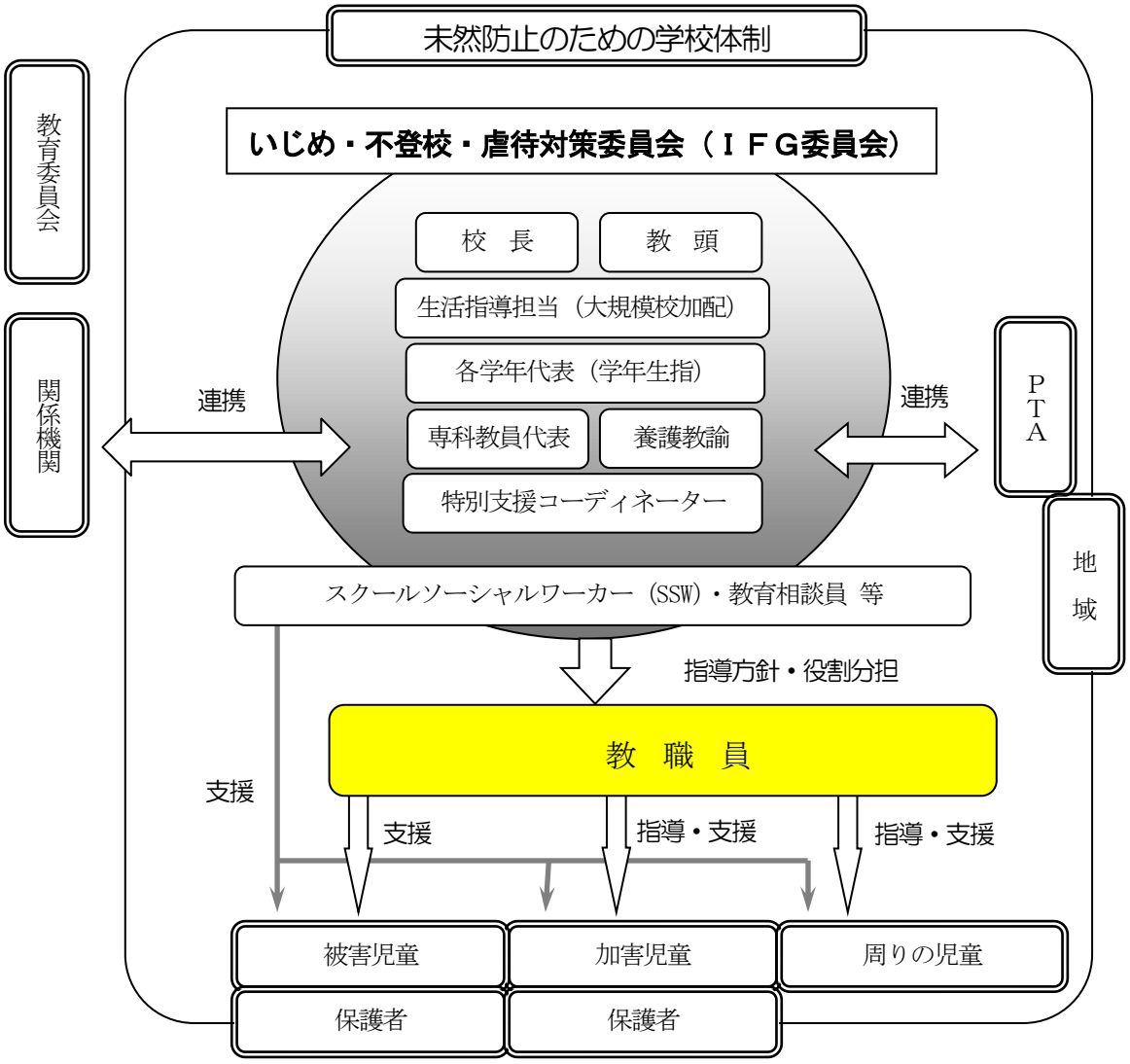

２　いじめ防止のための措置

（1）児童に対し、いじめは重大な人権侵害であることを徹底する

・全校朝会や学級活動などで校長や教職員がいじめの問題について触れる機会を持ち、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学校・学級全体に醸成する。

・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。

・人権教育をはじめとする学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

（2）児童間の円滑な人間関係づくり

・学級活動や行事などあらゆる場面を活用し、児童間の円滑な人間関係を構築し、支えあい高められる学級をつくる。

・児童一人ひとりが、自分の居場所の存在を感じられるような学級経営に努め、教職員と児童、

児童相互の信頼関係を高める。

・ロールプレイやジレンマ教材などを活用し、児童の役割取得能力を育み、他者の立場に立って考えることのできる能力を養う。

・児童会活動を通じ、自治意識を高め、 児童自らが主体的に参加する取組みを推進する。

・行事や総合学習に対し、児童が積極的に参加し、自己の役割を果たすことを通じ、自己有用感の醸成を図る。

（3）教職員の資質の向上

・いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて校内研修等で教職員に周知し、共通理解を図る。教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

・いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

・日頃から、情報交換や連携に取り組み、担任一人で抱え込まず、学年など複数の教職員で役割分担し組織的な取組みを進める。

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動等を通じて計画的に取り組む。

・児童が自己実現を図ることができるように、児童が主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に努め、わかる授業を行い、児童に対し基礎基本の定着を図る。また、これにより、児童の達成感、成就感を育む。

・授業研究に取り組み、児童個々の学力伸長に取り組み、児童の自己肯定感を育む素地をつくる。

（4）地域・ＰＴＡとの連携を実施

・第十一中校区青少年健全育成会少路地区委員会と連携し、行事の実施等により児童の自尊感情や自己有用感の醸成を図るとともに、啓発活動を行う。

・ＰＴＡと連携し、啓発活動を行うほか、児童に対し「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を醸成できるよう協力を求める。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

心と体のアンケート調査や児童面談において、児童自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に伝えることは、多大な勇気がいることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、迅速に対応する。

児童は教職員との信頼関係があればこそ、いじめの信号を示すことも可能となり、小さな信号であっても教職員が見過ごしてしまえば、信頼関係も損なわれる。このことを意識して児童が示す初期のいじめの信号を絶対に見逃さないことに全力を尽くし、児童からの信頼関係を維持しつつ対応していくことが大切である。

また、全ての教職員が高いレベルでいじめの早期発見への意識を持つことが重要で、一人ひとりが積極的に児童の日常を把握し、情報交換を行い、共通理解を深めることも必要である。

２　いじめの早期発見のための措置

（1）実態把握の方法として、以下を実施する。

- 学期に１回、心と体のアンケートを実施する。
  結果は、ＩＦＧ委員会で集約し、全教職員で情報を共有する。また、結果を踏まえ、児童面談を行う。

（2）保護者と連携して児童を見守る。

- 保護者に様々な教育相談の案内をしたり、気になる児童の学校での様子を伝える。(随時)
  必要に応じてスクールソーシャルワーカー（SSW）や教育相談員が応対する。
- 学級懇談会の議題として取り上げ、情報交換を行う。

（3）児童とその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールソーシャルワーカー（SSW）や教育相談、又は、教育センターでのカウンセリング、第十一中学校スクールカウンセラー（SC）等の活用を進める。

（4）文書配付（配信）や学校ホームページを活用して保護者へ相談体制を広く周知し、学校教育自己診断で適切に機能しているか等、定期的に体制を点検する。

（5）教育相談等で得た児童の個人情報の他機関への提供については、事前に使用目的、使用期限を明確に伝え、保護者の了解のもとに行う。

第４章　いじめに対する措置

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象を教訓として、人としての成長につなげる。を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、**「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別添２）**を参考にして、外部機関とも連携する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」とは、少なくとも次の２つの要件をみたしている必要がある。①いじめに係る行為が、少なくとも３

か月を目安に止んでいること。②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。上記２つの要件を満たしていたとしても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。教職員は、相当の期間、被害・加害児童を見守るとともに、被害児童とその保護者に確認することで「解消」の判断の一助とする。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童を日常的に見守る必要がある。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめが疑われる事案の発生

（1）いじめが疑われる場合

担任⇒　校長・教頭・生活指導担当者

管理職指示（誰が、いつ、どこで、誰に聞くのか）のもと、実態把握を行う。

実態把握のポイント

① 他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所等に留意する。

② 複数の場合には、同時刻に個別に聞き取りを行う。

③ 聞き取りには十分配慮し、５Ｗ１Ｈを基本として丁寧に行う。

④ 聞き取りの内容をすり合わせ、実体を把握する。

（2）いじめの通報を受けた場合

校長は、直ちに実態把握を指示し、その事実確認の結果を教育委員会に報告する。

いじめが認知された場合　／　**いじめが認知されなかった場合**

ささいなトラブルであっても、丁寧に対応し、経過を見守る。

ＩＦＧ対策委員会の開催

【早期解決に向けて】

（1）聞き取った情報を共有する。

（2）児童への指導内容（誰が、いつ、どこで、どのように 等）を協議・確認する。

また、被害児童の心のケア（緊急対応）についても協議し、最善を考える。

（3）保護者への連絡内容（誰が、いつ、どこで、何を、どう伝えるか）を協議・確認する。

（4）教育委員会に報告する。

（5）事案の性質から、必要に応じて警察への相談や通報をする。

（6）インターネットを通じてのいじめは、保護者に連絡して削除してもらう。

【いじめられた児童への対応】…担任・生活指導担当者・養護教諭・管理職

（1）いじめられた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除くように努める。

（2）信頼できる人（親しい友人や教員や家族など）と連携し、被害児童に寄り添う体制をつくる。

（3）カウンセリング（心のケア）の緊急対応を促す。

（4）いじめられた児童の長所を見つけ、認めることで自信をもたせる。

※いじめに係る行為が止んでいることを、３か月間を目安に見守りや面談を行う。

【いじめた児童への対応】…担任・生活指導担当者・管理職

（1）いじめた児童には、毅然とした態度で指導を行う。

（2）いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

（3）教職員のいないところでもいじめが続くことに留意して指導にあたる。

（4）児童の状況に応じて、反省を促すための個別指導を実施する。

※いじめに係る行為が止んでいることを、３か月間を目安に見守りを行う。

【いじめられた児童の保護者への対応】…担任・生活指導担当者・管理職

（1）いじめについて学校が把握している実態や経緯を隠さず伝える。

（2）カウンセリング（心のケア）の緊急対応を促す。

（3）いじめられている児童を守り通すことを十分に伝える。

（4）解決するまで継続的に家庭との連携を図り、誠意ある対応を行う。

【いじめた児童の保護者への対応】…担任・生活指導担当者・管理職

（1）いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。

（2）いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示し、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

【学級・全体指導】 担任・生活指導担当

（1）学級会や学年集会などで、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。

（2）いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを見過ごすことなく、見たらすぐに教職員に伝えるよう指導する。

（3）いじめにあった児童の気持ちと、それにそった指導の道筋を常に考える。

第５章　その他

この基本方針は、ＩＦＧ委員会が行う検証により改善が必要な事項をＩＦＧ委員会の決定によって、改正できるものとする。